

障害者活躍推進計画

令和 8 年 4 月
中新川広域行政事務組合

I 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第7条の3の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害者活躍推進計画作成指針に即して、中新川広域行政事務組合（以下「当組合」という。）が実施する障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組について作成するものである。

障害者の活躍は、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、障害のある職員が活躍できるよう、当組合全体で取り組んでいくことが重要である。

計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを目指し、取り組むこととする。

2. 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間を計画期間とする。

なお、社会情勢の著しい変化等により改定の必要が生じた場合には、適宜見直しを行う。

3. 周知・公表

策定した計画は、全ての職員に対して周知するとともに、ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。

II 当組合における障害者の任用に関する課題

当組合においては、これまでの間、障害者の任用義務はありませんでしたが、令和7年4月1日から除外率の引下げ、令和8年7月1日から法定雇用率の引上げがあり、これまでになく率先垂範して障害者の任用に取り組み、任用の質の確保・向上を図り、法定雇用率の維持だけでなく、障害者である職員の活躍のため、体制整備及び各種の取組が必要となる。

III 目標

1. 採用に関する目標

障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率を常に上回る。

（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理

2. 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない

（評価方法） 定期的な面談、人事評価等により把握、進捗管理

IV 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
- 役割分担及び各種相談先については、人事異動に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(2) 人材面

- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- 障害者が配属されている課の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。

身体障害者等により従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、必要に応じて労働局と協議しながら、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

- 新規に採用した障害者である職員については、定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつ、適切、可能な範囲で実施する。

(2) 募集・採用

- 採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者等を配置するなど障害特性に考慮した選考方法や職務の選定を工夫し積極的な採用に努める。

(3) 働き方

- 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) キャリア形成

- 職員本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

(5) その他の人事管理

- 定期的な面談及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
- 職員本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。